

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援助又は協力の目的及び内容	贈与の限度額又 は贈与額 と期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウズベキスタン	ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関するウズベキスタン共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための贈与	500,000千円 -----	H27.4.28 タシケン トで (同日)	日本側 加藤文彦在ウズベキスタン大使 ウズベキスタン側 エリヤル・カニエフ対外経済関係投資貿易大臣	H27.5.14 154号
ウズベキスタン	人材育成奨学計画のための贈与に関するウズベキスタン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	211,000千円 H31.12.31まで	H27.8.7 タシケン トで (同日)	日本側 加藤文彦在ウズベキスタン大使 ウズベキスタン側 アドハム・I・イイクラモフ副首相	H27.8.20 298号
ウズベキスタン	ナボイ州総合医療センター機材整備計画のための贈与に関するウズベキスタン共和国政府との間の交換公文	ナボイ州総合医療センター機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	686,000千円 H33.12.31まで	H27.10.25 タシケン トで (同日)	日本側 加藤文彦在ウズベキスタン大使 ウズベキスタン側 エリヤル・カニエフ対外経済関係投資貿易大臣	H27.11.4 395号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をもH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。